

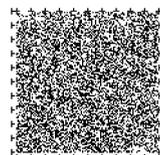
府中市地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 (令和3年度～令和8年度)

みんなで作る、 「共に生きるまち」

概要版



府中市



1 計画策定の背景・趣旨等

背景・趣旨等

近年、市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の制度では対応できない課題が顕在化し、新たな対応が求められています。

国は、高齢化や人口減少といった社会情勢の変化やそれに伴う地域でのつながりの希薄化、地域社会の担い手不足等の課題を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会を

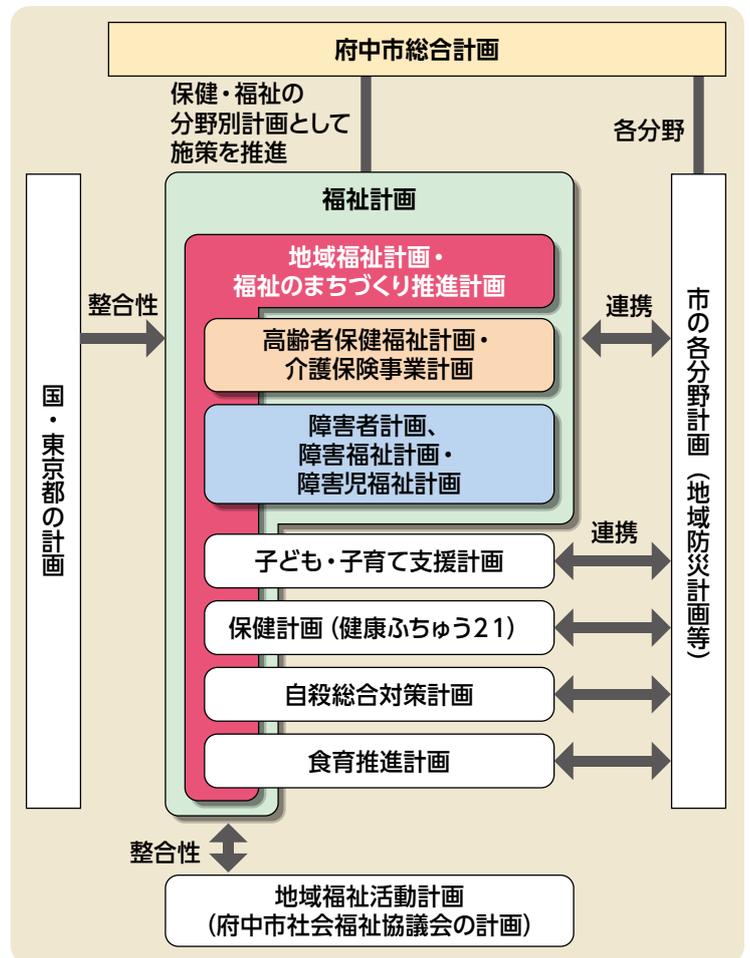
つくる「地域共生社会」の実現を目指し、取組を進めています。

本市も、地域共生社会の実現に向け、住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決を試みることができる地域づくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを目指し、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を策定しました。

計画の位置付け

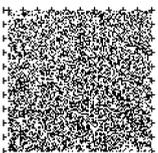
本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定したものです。

- 「府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含んでいます。
- 本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合性を図っています。
- 「成年後見制度利用促進法」第14条に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進法」第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。



計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。



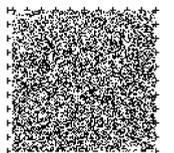
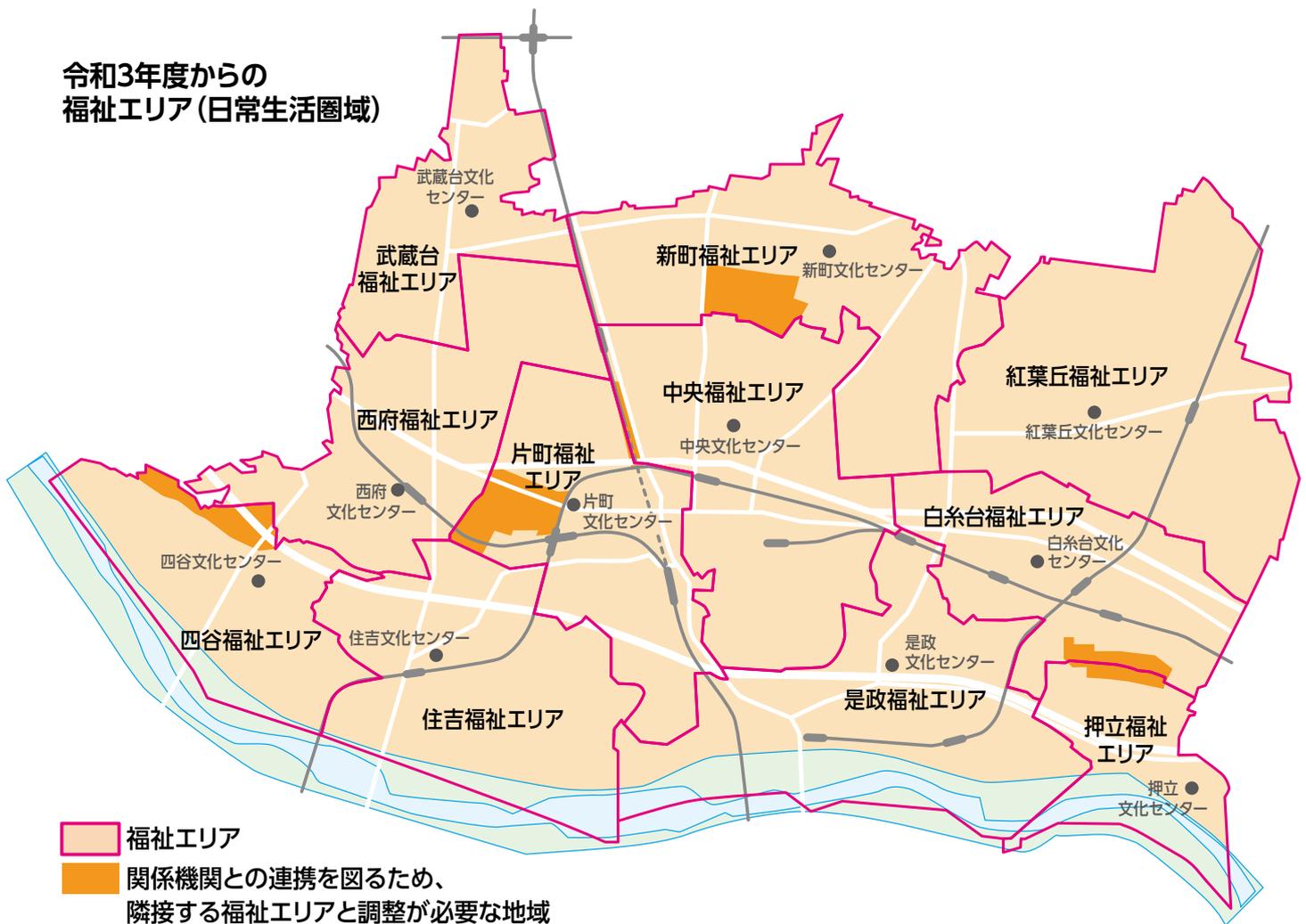
2 福祉エリア (日常生活圏域)

これまでの福祉エリア (日常生活圏域) を見直し、新たに文化センター圏域を基礎とした11のエリアを福祉エリア (日常生活圏域) とします。

今後は、地域福祉・福祉のまちづくり分野においても新たな福祉エリア (日常生活圏域) を地域活動の基礎としながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化や相談機関の充実を図ります。



令和3年度からの福祉エリア (日常生活圏域)



計画の理念

みんなで作る、
「共に生きるまち」

みんなで作る = 協働

+

共に生きるまち = 地域共生社会

平成27年度から令和2年度までの計画の理念を引き継ぎ、市と市民、市と関係機関等、多様な主体の協働による、地域共生社会の実現を目指し、本市の更なる地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

計画の基盤となる考え

本市の課題に対応し、地域福祉及び福祉のまちづくりを推進するため、次の3つの考えを計画の基盤とします。

みんながつながり、 支え合う地域づくり

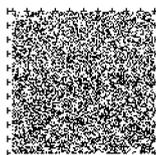
全ての市民が、地域とつながりを持ち、また、地域住民自身が地域の課題に気付き、解決に向けた活動に主体的に取り組むことで互いに支え合う地域づくりを進めます。

みんなが安心して 生活できる地域づくり

複合的な課題を抱える人及び世帯に対し、庁内や関係機関が連携し、包括的に支援を行うことで安心して生活できる地域づくりを進めます。

みんなが自分らしく 生活できる地域づくり

全ての市民が、年齢、性別及び障害等の有無にかかわらず、健康で自分らしい生活ができる環境の整備を進めます。



計画の基本目標

「みんなでつくる、「共に生きるまち」」の実現に向けて、次の4つを計画の基本目標とします。

1 地域力の強化

全ての市民が、日頃から地域に関心を持ち、孤立することなく、つながり合う地域づくりを進めるため、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めます。また、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

2 包括的支援体制の整備

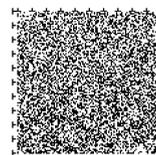
複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な支援体制の整備を進めます。

3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

4 福祉のまちづくりの推進

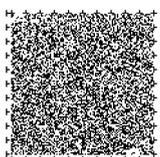
年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人々が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。



4 計画の体系

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

基本目標	取組の方針	施策
1 地域力の強化	(1) 地域福祉活動の促進	① 地域福祉を担う人材の育成と支援 ② 地域活動・ボランティア活動の充実 ③ 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化
	(2) 多様な主体との協働の推進	① 市民及び企業等との協働の推進
	(3) 地域の防災対策の推進	① 地域の防災対策の推進
	(4) 地域の防犯対策の推進	① 防犯意識の向上
2 包括的支援体制の整備	(1) 情報提供の充実	① 福祉情報提供体制の充実
	(2) 地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築	① 身近な相談機能の充実 ② 複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実
	(3) 社会福祉協議会との連携強化	① 社会福祉協議会との連携
	(4) 権利擁護の推進、虐待防止の推進	① 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進 (府中市成年後見制度利用促進基本計画) ② 虐待防止の推進
	(5) 自立と社会参加への支援	① 再犯防止等の推進(府中市再犯防止推進計画) ② セーフティネットの充実 ③ 住宅確保に関する支援 ④ 就業による社会参加への支援 ⑤ ひきこもりに関する支援
	(6) 福祉サービスの質の確保	① 事業者・事業者団体への支援
3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり	(1) 健康づくり・介護予防の推進	① 健康づくりへの支援 ② 健康に関する相談・情報提供の充実 ③ 介護予防の推進
	(2) 日常生活への支援	① 日常生活への支援
	(3) 自殺防止に向けた取組	① 府中市自殺総合対策計画の推進
4 福祉のまちづくりの推進	(1) 物理的なバリアフリーの推進	① ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進
	(2) 制度のバリアフリーの推進	① 幅広く使いやすい制度の推進
	(3) 情報のバリアフリーの推進	① 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進
	(4) 心のバリアフリーの推進	① 互いを理解し、助け合う福祉意識の醸成



事業

1 地域の担い手の育成と支援

2 地域の居場所及び見守り機能の強化
3 市民の自主活動への支援

重点施策1-1

4 地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化
5 情報交換の場の設置

重点施策1-2

6 市民及び企業等との協働の取組の推進

7 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化
8 地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり【新規】

9 防犯意識の向上

10 福祉情報提供体制の充実

11 身近な相談機能の充実

重点施策1-3

12 福祉の総合相談窓口の設置
13 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】

14 地域福祉活動推進事業の支援

重点施策2-1

15 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

16 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

重点施策2-2

17 再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

重点施策2-3

18 生活困窮者の自立支援事業の推進

19 住宅確保に関する支援

20 就業機会の拡大

21 ひきこもりに関する支援【新規】

22 福祉サービス事業者への運営支援及び指導
23 専門的な人材確保のための支援

24 ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携

25 健康に関する相談・情報提供の充実

26 介護予防事業の充実

27 住まいのバリアフリー化の支援

28 生活支援の充実

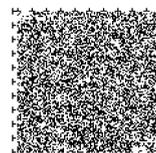
29 府中市自殺総合対策計画の推進【新規】

30 福祉のまちづくり推進事業
31 ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備
32 公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備
33 公園のバリアフリー化の推進
34 移動のバリアフリー化の推進

35 社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

36 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

37 福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成



1 地域から課題解決につながる体制づくりの推進

重点施策 1-1

住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化

地域の困りごと及び生活課題に関しては、直接市や各相談支援機関が相談を受けたり、自治会・町会等、民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーター等の地域の多様な主体が相談を受け、市や各相談支援機関につないだりして、解決に向けた取組を行ってきました。

人口減少、高齢化などによる地域の担い手不足、社会的孤立、制度の狭間にある問題、公的な福祉サービスにつながらない課題等が表面化する

中、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題を地域の支え合いの力で解決していくことがますます重要となっています。

今後も、福祉エリアにおいて、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題について、地域の多様な主体が協働・連携して解決していく体制の構築を進めるための取組を、市と府中市社会福祉協議会が連携し、地域福祉コーディネーターが支援していきます。

重点施策 1-2

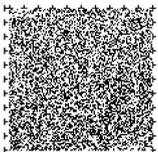
地域の防災対策の推進

近年、様々な自然災害が頻発し、福祉の分野においても、災害時に一次避難所での避難生活を送ることが困難な要配慮者のための福祉避難所の確保、避難行動要支援者に対する支援の強化等、防災や災害時における対応は重要な課題となっています。

災害時においては、安否の確認や被災者の救助など、地域における支え合いが普段以上に重要で、日頃から地域全体で災害時に備えて取り組むことが大切です。

まずは、地域における関係づくりを強化することが、特に高齢者、障害のある人等の避難時の支援や円滑な避難所生活につながります。

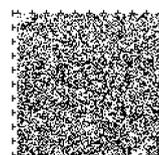
そのため、防災意識の向上、避難行動要支援者及び要配慮者に対する必要な支援や理解を地域で深めてもらうための啓発活動等を行い、地域の防災対策を推進します。また、これらの取組が、地域への関心の向上や地域活動への参加の契機となるよう図ります。



**重点施策
1-3****複合化・複雑化した課題に対応する
相談機能の充実**

一人の人や一つの家帯が抱える課題が複合的で複雑なケースが増える中、福祉エリアごとの体制で解決が難しい場合や、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮などの現在の対象別の相談支援機関では解決が困難な課題の解決に向けては、総合的・包括的な相談支援体制を充実

させていく必要があります。高齢者に係る福祉や、障害のある人に係る福祉等、制度の異なる福祉分野との連携だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、教育等、多岐にわたる分野との協働により、包括的な支援体制の構築を進めます。



2 課題を抱える人・世帯を包括的に支援する仕組みづくりの推進

重点施策 2-1

成年後見制度利用促進による権利擁護の推進 (府中市成年後見制度利用促進基本計画)

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても十分に判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。成年後見制度は、このような判断能力の不十分な方々の生活を保護し、支援するための制度です。しかし、成年後見制度はまだ十分に利用をされていないという現状があります。

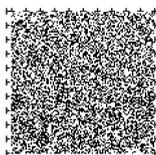
本市の要介護認定者数は増加傾向にあります。今後は高齢化が急激に進み、更なる要介護認定者、認知症高齢者の増加から、判断能力が

不十分な状態で支援を必要とされる方が増えることが予測されます。また、障害のある人の親や家族の高齢化が進む中、その方たちが亡くなった後の障害のある人の生活に対する支援も必要とされています。

今後も引き続き、判断能力が不十分な方への権利擁護を支援するため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援を行います。また、更なる成年後見制度の利用促進のため、保健、医療、福祉及び司法といった様々な専門機関で構成される協議会の設置及び権利擁護センターふちゅうの機能強化など地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進めます。

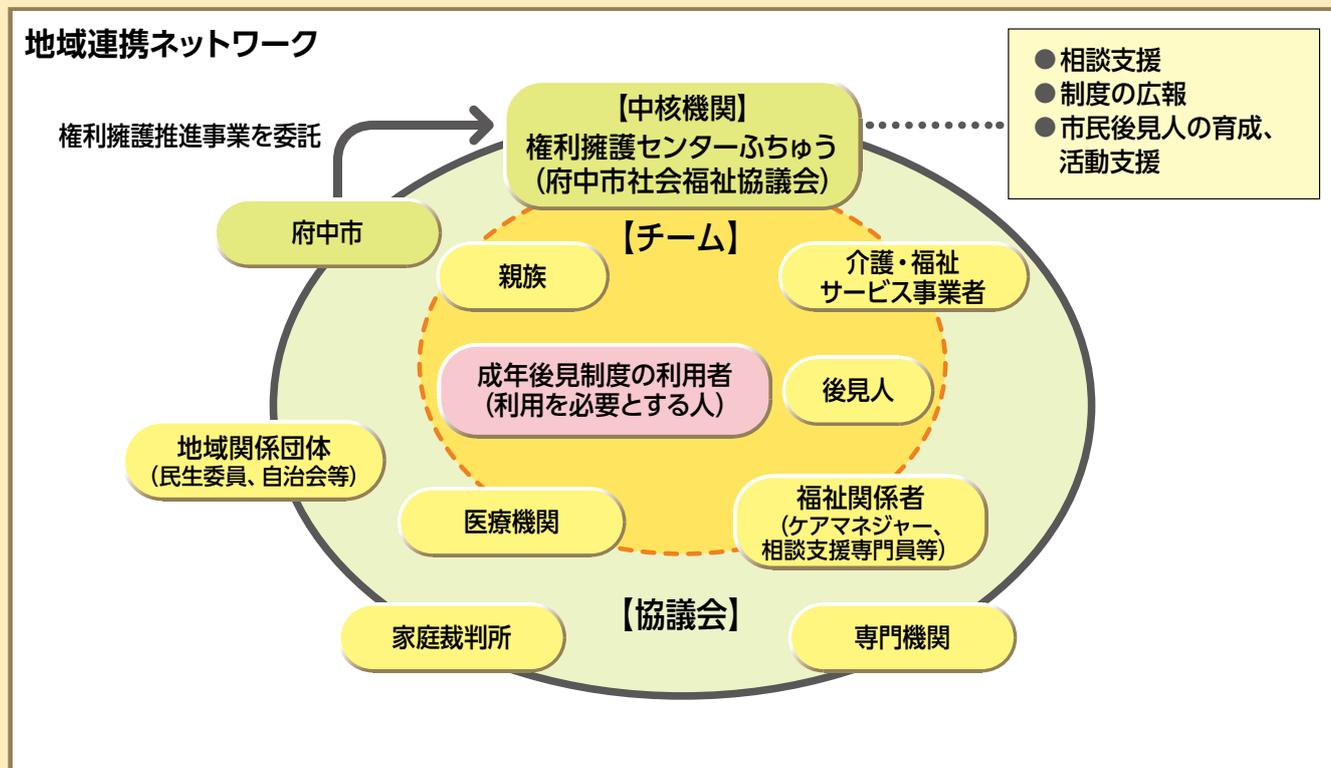
施策と取組

成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、地域連携ネットワークの構築に向け取り組みます。また、引き続き、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施します。



地域連携ネットワークの構築に向けた取組の実施

- 日常的に支援が必要な方を見守り、必要な対応を行う本人に身近な親族、福祉、医療等の関係者及び後見人等で構成されるチームに対し、専門機関等が必要な支援を行えるよう、保健、医療、福祉及び司法等の様々な専門機関から構成される協議会を設置します。
- 専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関とするため、権利擁護センターふちゅうの機能を強化します。

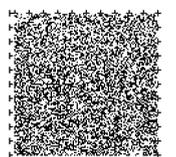


成年後見制度に関する相談・広報の拡充

- 権利擁護センターふちゅうの相談機能及び広報機能を拡充します。成年後見制度に関する講座を実施するなど、制度についての周知と利用促進を図ります。

市民後見人等の養成及び支援

- 市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施等、後見人の円滑な後見活動のための支援を行います。



重点施策
2-2再犯防止等の推進
(府中市再犯防止推進計画)

刑法犯の認知件数は減少傾向にあります。検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続けています。

犯罪をした者等の中には、高齢者や障害のある人等の福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労が確保できず生活が不安定な人など、社会復帰に多くの困難を抱えている人がいます。

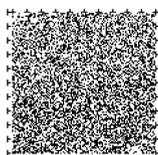
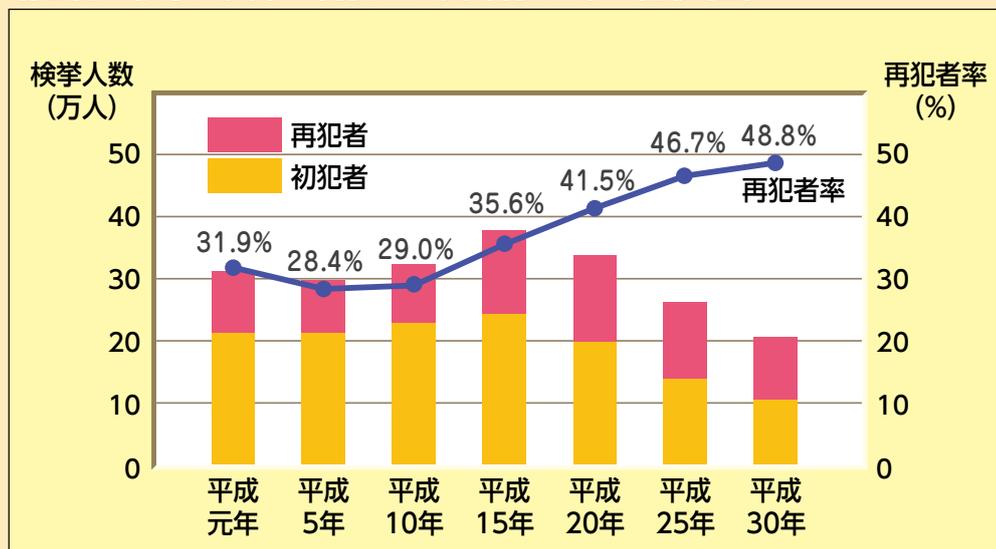
市民が安全で安心して暮らせる社会づくりの実現のためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止等の取組を

推進していくことが不可欠です。

本市では、府中地区保護司会、府中地区更生保護女性会等と協力し、社会を明るくする運動を始めとする再犯の防止、更生保護に関する啓発活動及び関係団体の活動支援に取り組んできました。

今後も犯罪をした者等が地域に復帰するに当たり、適切な保健医療及び福祉サービス等の継続的な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関との連携を強化します。また、犯罪をした者等を孤立させることなく支え合う地域づくりを目指し、再犯防止等に関する市民への周知及び啓発等の取組を進めます。

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(国)



施策と取組

犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。

就労及び住居の確保支援

- ホームページ、広報紙において、協力雇用主制度の周知を図ります。
- 就労及び住居の確保について支援します。

保健医療及び福祉サービスの利用促進

- 必要な保健医療及び福祉サービスにつなげます。
- 薬物乱用防止については、東京都に協力し啓発活動を推進します。

非行防止等の取組の推進

- 青少年の健全な育成のための事業を推進します。

民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進

- 府中地区保護司会等の活動の促進を支援します。
- 社会を明るくする運動を推進します。

国・民間団体等との連携強化等

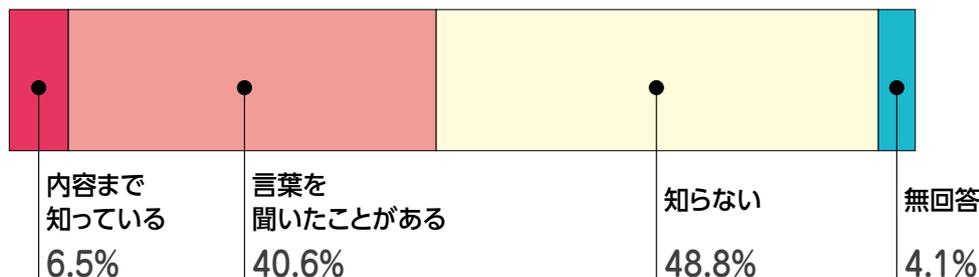
- 国、都、保護観察所、刑務所等との連携を強化し、再犯防止を推進します。

再犯防止推進法と 市民調査結果

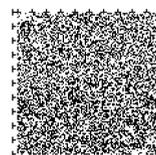
国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進法を平成28年12月に施行しました。

再犯防止推進法では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であるとして、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本事項が定められています。

「再犯防止推進法」に関する認知度



市民調査では、再犯防止推進法について、5割弱が「知らない」と回答しています。



重点施策
2-3

セーフティネットの充実

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労支援事業及び学習支援事業等の内容を盛り込み、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ってきました。

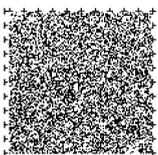
しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後は生活に困窮する人や家にひきこもりがちな人の増加が懸念され、更なる経済的な支援が必要になることが考えられます。

引き続き、仕事や暮らし等の様々な課題を抱える方に対する、就労、住居確保等に関する支援

を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

また、新型コロナウイルス感染症により、市民生活は大きく変化し、これまでの地域福祉の在り方にも課題を投げ掛けています。

経済的な支援に加え、特に高齢者や障害のある人等が孤立しないための情報伝達の仕組みづくりや新しいつながりを生み出すための地域づくりを進め、更なるセーフティネットの充実を図ります。



計画の推進体制

庁内連携の強化

課題を解決し、取組を推進するため、庁内関係部署との横断的な連携の強化を図ります。

計画及び事業内容の周知

本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、市民、活動団体、関係機関、事業者等に共通認識を持ってもらうことが必要です。

そのため、市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。

地域、国・東京都との協働・連携

市民、民生委員・児童委員、自治会・町会等の地縁組織、様々な市民活動団体及び社会福祉法人等の事業者並びに国・東京都の関係機関と、協働・連携して地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

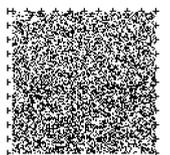
その中でも、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉の推進という共通の理念のもと、整合性を図り取組を進めます。

計画の進行管理

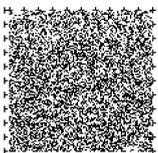
本計画の推進のため、引き続き市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において、事業の取組実績等を報告し、計画の進捗状況について評価を行います。

計画の進捗状況や本計画に影響を及ぼす事由が発生した際には、必要に応じて、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

PDCAサイクルの図



-
- 発行日：令和3年3月
 - 発行：府中市福祉保健部地域福祉推進課
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
 - 電話：042-335-4161 (直通)



この冊子は、府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を要約した概要版です。詳細については、市役所本庁舎3階市政情報公開室や中央図書館で閲覧できるほか、ホームページでもご覧いただけます。